空港」と、「、空港の設置者」とあるのは「、国土交通大臣」と、「この条、第55条の２第２項及び第148条第４号」とあるのは「この条」と、「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「共用空港運営権者が遵守すべき」と、同項各号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第47条の３の見出し及び同条第１項中「空港法第14条」とあるのは「空港法附則第４条において準用する同法第14条」と、同項中「空港に」とあるのは「民間航空専用施設に」と、同条第２項中「空港法第14条第２項第２号」とあるのは「空港法附則第４条において準用する同法第14条第２項第２号」と、「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と読み替えるものとする。

2　（略）

3　国土交通大臣は、第１項において準用する航空法第47条（第２項第５号を除く。）、第47条の２及び第47条の３の規定並びに前項において準用する同法第54条の規定の施行を確保するため必要があるときは、共用空港運営権者に対し、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の運営等に関し報告を求めることができる。

4　国土交通大臣は、第１項において準用する航空法第47条（第２項第５号を除く。）、第47条の２及び第47条の３の規定並びに第２項において準用する同法第54条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運営権者の事務所その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5・6　（略）

（裏）

第９条　（略）

第11条　（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則

抜粋

（略）

航空法抜粋

（空港等又は航空保安施設の管理）

第47条　空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に従つて当該施設を管理しなければならない。

2　前項の基準（以下「機能確保基準」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

⑴　第39条第１項第１号の規定への適合の確保に関する事項

⑵　施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項

⑶　施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項

⑷　自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項

あるのは「共用空港運営権者が遵守すべき」と、同項各号中「空港の保安」とあるのは「民間航空専用施設の保安」と、同法第47条の３の見出し及び同条第１項中「空港法第14条」とあるのは「空港法附則第４条において準用する同法第14条」と、同項中「空港に」とあるのは「民間航空専用施設に」と、同条第２項中「空港法第14条第２項第２号」とあるのは「空港法附則第４条において準用する同法第14条第２項第２号」と、「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と読み替えるものとする。

2　（略）

3　国土交通大臣は、第１項において準用する航空法第47条から第47条の３までの規定及び前項において準用する同法第54条の規定の施行を確保するため必要があるときは、共用空港運営権者に対し、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の運営等に関し報告を求めることができる。

4　国土交通大臣は、第１項において準用する航空法第47条から第47条の３までの規定及び第２項において準用する同法第54条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運営権者の事務所その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5・6　（略）

（裏）

第９条　（略）

第11条　（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則

抜粋

（略）

航空法抜粋

（空港等又は航空保安施設の管理）

第47条　空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準（空港にあつては、当該基準及び基本方針）に従つて当該施設を管理しなければならない。

（新設）